

2027 年度各種選抜実施に係る感染症罹患者等への配慮について

1. 一般選抜（Ⅰ期）について

(1) 検定料の返還

- ① インフルエンザ等の感染症（学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症）に罹患し、受験ができなかった場合について、事前連絡及び本学が指定する所定の書類並びに罹患証明書等を提出することで、検定料を返還する（返還金額は、振込手数料を差し引いた金額とする）。
- ② 雪害に伴う交通機関の運休や遅延などにより、受験ができなかった場合について、事前連絡及び本学が指定する所定の書類並びに遅延証明書等を提出することで、検定料を返還する（返還金額は、振込手数料を差し引いた金額とする）。

※（上記①の場合は除き）当日の体調不良等で受験できなかった場合については、検定料の返還は行わない。

(2) 追試験は実施しない。

2025(令和7)年度入学者選抜から実施している一般選抜（Ⅱ期）により受験機会が確保できることから、上記①、②の者を対象に実施していた追試験は実施しない。

【一般選抜（Ⅱ期）】

- ・出願期間：2月22日（月）から2月26日（金）
- ・試験日：3月9日（火）
- ・合格発表：3月16日（火）
- ・手続締切日：3月19日（金）
- ・試験会場：北星学園大学内（地方会場では実施しない）
- ・受験資格：英文学科は、英語外部検定試験の要件を満たす必要があります。

詳しくは、入学試験要項をご確認ください。

2. 一般選抜（Ⅱ期）について

- (1) 事前連絡及び本学が指定する所定の書類並びに罹患証明書等を提出し、受験しなかった場合は検定料を返還する（返還金額は、振込手数料を差し引いた金額とする）。

※1-(1)-①および②に準じる

- (2) 追試験は実施しない。

3. 総合型選抜、特別選抜(社会人・帰国生徒・外国人留学生)、編入学者選抜、転学部・転学科試験について
 - (1) 事前連絡及び本学が指定する所定の書類並びに罹患証明書等を提出し、受験しなかった場合は検定料を返還する(返還金額は、振込手数料を差し引いた金額とする)。
※1-(1)-①に準じる
 - (2) 追試験は実施しない。
4. 学校推薦型選抜、推薦編入学者選抜について
 - (1) 本人または学校の進路指導部等から罹患等の申し出があった場合
 - ・当日の受験は遠慮してもらい、合否判定は提出書類のみで行う。
 - ・その後、学校長名で罹患等について説明した文書を提出してもらう。
 - (2) 追試験は実施しない。
5. 大学院入学試験について
 - (1) 事前連絡及び本学が指定する所定の書類並びに罹患証明書等を提出し、受験しなかった場合は検定料を返還する(返還金額は、振込手数料を差し引いた金額とする)。
※1-(1)-①に準じる
 - (2) 追試験は実施しない。

以上